

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【公開番号】特開2002-85988(P2002-85988A)

【公開日】平成14年3月26日(2002.3.26)

【出願番号】特願2000-283977(P2000-283977)

【国際特許分類第7版】

B 0 2 B 7/00

【F I】

B 0 2 B 7/00 1 0 5

B 0 2 B 7/00 P

【手続補正書】

【提出日】平成15年10月27日(2003.10.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 2】

【従来の技術】

一般家庭用の簡易な精米機においては、精米機構部の機枠内に突き出した搗精ロールに精米スクリーンを嵌合し、その精米スクリーンの排出口にスクリーン押さえ板を固着し、該スクリーン押さえ板を上記機枠に着脱自在に取付ける構造が採用される。この場合、スクリーン押さえ板を機枠に着脱自在に取付けたために、ねじ止めによる固定手段、或いは樹脂の弾力を利用したフック構造による固定手段が採用されていた。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

米びつ2は、上部に蓋11が被せられ、内底部に外部から操作可能な計量排出器12が設けられ、その計量排出器12の下部に投入口セット13が設けられる。投入口セット13は精米機本体のホッパー8の上部に臨む。この投入口セット13は再精米時に使用されるものであり、図2に2点鎖線で示すように、投入用ホッパー14を引き出せるようになっている。